財産分与調停（審判）を申し立てる方へ

１　概要

財産分与とは、夫婦が婚姻中に協力して取得した財産を、離婚する際又は離婚後に分けることをいいます。

離婚後、財産分与について当事者間の話合いがまとまらない場合や話合いができない場合には、家庭裁判所に財産分与の調停又は審判の申立てをして、財産分与を求めることができます。ただし、離婚した日の翌日から起算して５年を経過したときには、この申立てをすることはできません（※令和８年４月１日より前に離婚等をした場合においては、離婚した日の翌日から起算して２年を経過したときには、この申立てをすることはできません。）。

なお、離婚に伴って財産分与について話合いをしたい場合には、夫婦関係調整調停（離婚）の中で財産分与について話合いをすることができます。

調停手続では、財産分与の対象としてどのような財産があるのかなど財産分与に関する一切の事情について、当事者双方から確認したり、必要な資料等を提出してもらうなどしてよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話合いが進められます。

なお、話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には審判手続が開始され、裁判官が、必要な審理を行った上、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、当事者双方がその婚姻中に取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度（その程度が異なることが明らかでないときは相等しいものとされます。）、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮して、分与を認めるかどうか及び分与の額・方法についての判断（審判）をすることになります。

２　申立てに必要な費用

□　収入印紙・・1200 円

□　郵便切手

【調停の場合】110円×10枚、50円×２枚、10円×4枚　（合計1240円分）

【審判の場合】500円×4枚、110円×10枚、100円×2枚、50円×4枚、10円×10枚

（合計3600円分）

３　申立て時や手続進行中の提出書類等とその取扱い

⑴ 申立てに必要な書類

□　申立書（財産目録を含む。）３通

→申立書及び財産目録は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用の控えの３通を作成してください。なお、裁判所の窓口に３枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。

□　送達場所等届出書１通　　（書式　№.１）

□　進行に関する照会回答書１通　（書式　№.２）

□　事情説明書１通　　（書式　№.３）

□　離婚時の戸籍謄本(全部事項証明）１通

→夫婦の一方が除籍された旨の記載があるものを提出してください。コピー（写し）を提出していただいても差支えありません（担当裁判官の指示により、原本の提出を求めることがあります）。

※　外国人を当事者とする場合は、住民票（マイナンバー以外の記載のある世帯全員の住民票・コピーでも差支えありません）を提出してください。

（令８．３　東京家）

(2) 調停（審判）進行中の提出書類等

必ず提出していただく書類等（第１回調停（審判）期日までに提出してください。）

□　財産に関する資料等

→固定資産評価証明書、預金通帳写し、残高証明書等財産の内容が分かるもの

※ 事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

※　相手方に住所等を秘密にしている場合の留意事項については、別紙「申立書や答弁書の「住所」の記載について」をお読みください。

※　資料提出の留意事項については、別紙「調停・審判手続において提出する書類について」をお読みください。

４　申立先

（調停）相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 相手方と合意した家庭裁判所

（審判）夫又は妻であった者の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 相手方と合意した家庭裁判所

相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

調停で相手方の住所地が東京都内の場合、審判で夫又は妻であった者の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

（調停：相手方の住所地） （審判：夫又は妻であった者の住所地）	（申　立　先）
東京２３区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

※　東京都内以外については、裁判所ウェブサイトの「裁判所の管轄区域」をご覧ください。

５　調停の進め方

- 調停期日は平日に開かれます。１回の時間はおおむね１時間４５分程度です。
- 調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の人が期日に出席することはできません。
- 調停の流れは下図のとおりです。申立人と相手方は別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に、調停委員が調停室でお話を聴きながら調停を進めていきます。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入っていただき、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。

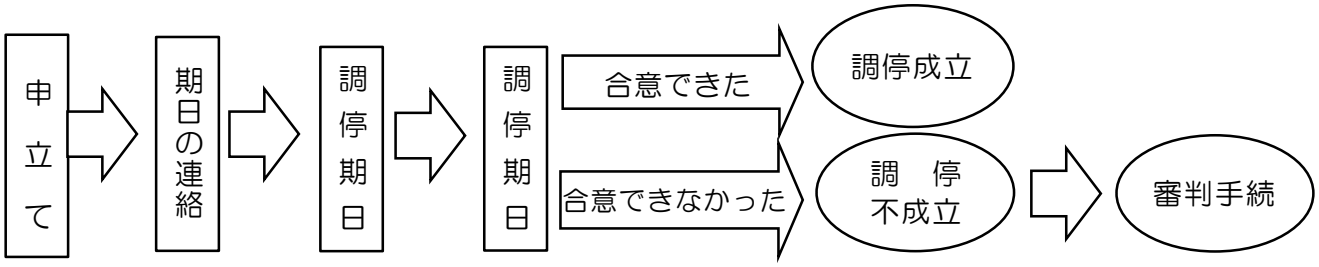

※　家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

（令８．３　東京家）

申立書や答弁書の「住所」の記載について

東京家庭裁判所

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「**生活の本拠**」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます**（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の２つの手続の利用を御検討ください。

非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。

●非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書(書式No.5)を提出してください。

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

① 秘匿決定の申立書

② 秘匿事項届出書面

③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料

④ 申立手数料　収入印紙５００円

郵便切手(審判・調停と同時申立て)　500円×2枚

(上記以外) 500円×2枚、110円×4枚

●申立てが認められた場合、

・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消し申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。

どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

２つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶんですね。

（令６．１０　東京家）

調停・審判手続において提出する書類について

東京家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

資料等を提出するときの留意点

●**書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。**

●**相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合**、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、**その部分が見えないようにしてから提出してください。**

●**相手に知られたくない情報の部分を裁判所が見る必要がある場合は、非開示希望の手続をしてください**（書式No.５）。

●調停手続では、裁判所用のコピー１通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数＋１通のコピーを提出してください。）。

●審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数＋１通（裁判所用）のコピーを提出してください。

重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね！

書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

●申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。

●手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。

●調停手続では、裁判官が、円滑な話合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。

●審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧謄写申請があったときは、許可されます。

（主張書面及び証拠資料の提出について）

1　主張書面（あなたの言い分や反論等を記載する書面）について

裁判官から「○○について記載してください」という指示があった場合は、そのことを中心にＡ４サイズの用紙（たて向き）に記載してください。

主張書面には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることは書かないでください。

秘匿決定がされた場合は、住所や氏名に代えて、代替住所や代替氏名を記載すれば、真実の住所や氏名を記載したものとみなされます。

（記載例）

とじしろ（３cm）

令和○年（家　）第○○○○号　　次回期日　○月○日
申立人　○○○○
相手方　○○○○

主　張　書　面

令和○年○月○日
申立人　○　○　○　○

○○に関する主張は、・・・・・・・・・・・・

2　資料（あなたの言い分を裏付ける書類）の提出について

・Ａ４サイズの用紙に、原寸大でコピーしてください（上記１と同様に、用紙の左側に３ｃｍ程度のとじしろ（余白）を空けてください。）。
・資料の原本は、調停期日又は審判期日に持参してください。
・相手に知られたくない情報やそのことを推測させる情報は書かないでください。それらの情報がある場合は、マスキング（黒塗り）をしてください。
　※　原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいます。
　　コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合があります。コピーに黒塗りし、さらにコピーするといった工夫が考えられます。
・個人番号（マイナンバー）も、マスキング（黒塗り）をしてください（家庭裁判所では、マイナンバーが必要な手続はありません。マイナンバーが含まれる書類は、返却の上、再提出をお願いすることがあります。）。
・　後日、裁判官から、資料の内容を説明する書面の提出を求められる場合があります。

※ マスキングのやり方（例）－ 相手に自分の住所を秘匿している場合

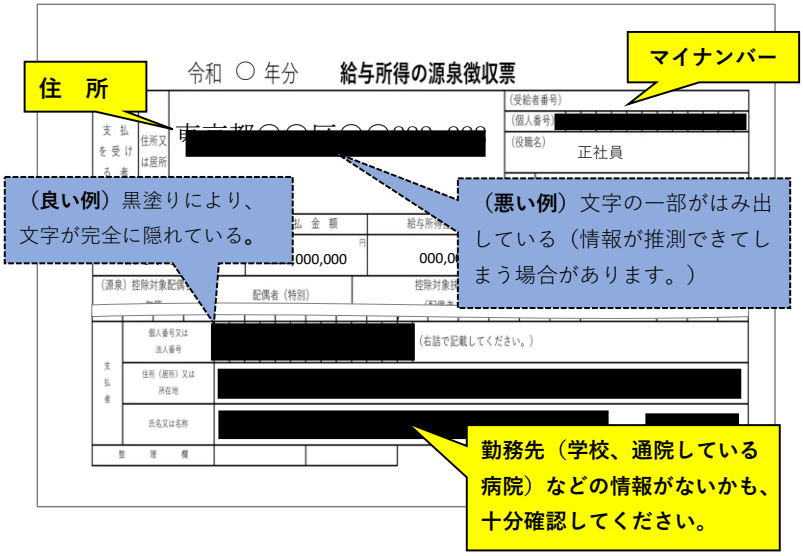

※以下のような書類については、特に注意してください。

◎収入関係書類（住所・勤務先・マイナンバー等）
・源泉徴収票・給与明細書
・確定申告書（写し）
・（非）課税証明書　など
◎診断書（通院先の病院）
◎通知表（通学する学校）
◎手紙、スマホの画面
（住所、駅名や施設名など）

（令８．５　東京家）